

宮城県再犯防止推進懇話会設置要綱

(目的)

第1 第二次宮城県再犯防止推進計画の策定に当たり、広く有識者からの意見聴取を行うため、宮城県再犯防止推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。
第二次宮城県再犯防止推進計画に関すること

(構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる機関の役職員（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(会長)

第4 懇話会に会長及び副会長を置く。
2 会長は会議の進行を行う。
3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は知事が招集する。
2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月21日から施行する。
2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3関係）

1	仙台弁護士会
2	東北大学
3	東北福祉大学
4	仙台矯正管区
5	コレワーク東北
6	仙台保護観察所
7	仙台地方検察庁
8	宮城刑務所
9	東北少年院
10	仙台少年鑑別所
11	青葉女子学園
12	宮城県地域生活定着支援センター
13	更生保護法人宮城東華会
14	宮城県保護司会連合会
15	一般社団法人パーソナルサポートセンター
16	特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構
17	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ アロー萌木
18	認定特定非営利活動法人ロージーベル
19	公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会